

企業会計基準委員会 御中

企業会計基準適用指針公開草案第 71 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」に、コメント提出申し上げます。

服部 隆 (CMA、CIIA)

#### 質問 1(投資信託財産が金融商品である投資信託における時価の算定に関する質問)

本公開草案で提案している投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定に関する取扱いについて同意しますか。

同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、海外の投資信託については、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い(通常は 1 か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。)場合に限り、基準価額を時価とみなすことができると提案しています。

この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

◆ 24-3.「投資信託財産が金融商品である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、次のいずれかに該当するときは、基準価額を時価とみなすことができる…」について

① 基準価額に所定の調整を加える実務上の困難さに配慮し、基準価額を調整することなく時価とみなす、という取扱を手当いただいたことは妥当と考えます。

ただし結果として、基準価額を時価として取り扱うこと自体は、市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく基準価額を時価とすることと同様であるため、あえて時価とみなす区分を別枠で設け、要求する注記に差をつけることまでは必要ないのではないのでしょうか。

別紙1フローチャートの一番下の右端のボックスを、左から2番目のボックスへ統合するイメージです。

その統合のため 24-2.「…基準価額を時価とする。ただし、会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではない。」も、「…基準価額を時価とすることができる。」へ併せて修正します。

49-2 で「市場における取引価格が存在せず、一般に基準価額による解約等が主要な清算手段となっている投資信託については、投資信託の購入及び解約等の際の基準となる基準価額を出口価格として取り扱うことができると考え…」と記載あることや、「他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではない」というのは時価算定基準に従う以上は当然のことであると考えられるためです。

この統合により、レベルごとの内訳等に関する注記については、すべて時価算定基準に従った取扱いに統一され、国際的な整合性や財務諸表利用者の有用性を図る観点からも、望ましいのではないかと考えられます。

② 「市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限」について、

24-4 に、該当しない場合の例示があるが、該当する場合も例示すべきではないでしょうか。

市場における取引価格が存在しない投資信託は、通常は第三者との売買は行われず、そもそも市場参加者を想定していないことから、「市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限」、であるかどうかを、財務諸表作成者が判断するのは非常に困難であると考えられるためです。

③ 当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準(IFRS)又は米国会計基準に従い作成されている場合、時価の算定に関する定めが IFRS 第 13 号「公正価値測定」又は Topic 820「公正価値測定」と概ね同等であると判断される場合、投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に従い評価が行われている場合、には基準価額を時価とみなすことができるとしていますが、

例えば市場価格のない株式について、IFRS や米国基準では時価評価を求めており、また先般改定された投資信託協会の規則においても一株当たり純資産価額での評価を認めていることから、いずれも我が国の時価算定基準とは異なる取扱いとなっていると思料します。

そのため 49-3「会計基準と整合する評価基準が用いられていると考えられる場合に、基準価額を時価とみなすことができるとした」については、

「会計基準と整合する評価基準(市場価格のない株式等の評価基準など一部を除き)が用いられていると考えられる場合に、基準価額を時価とみなすことができるとした」とすべきではないかと考えます。

またそもそも、49-2「市場における取引価格が存在せず、一般に基準価額による解約等が主要な清算手段となっている投資信託については、投資信託の購入及び解約等の際の基準となる基準価額を出口価格として取り扱うことができる・・・」、という趣旨からすると、投資信託の財務諸表がどのような評価基準に従っているかどうかとは直接の関係性はないため、当該条件は不要であるとも考えられます。

## 質問 2(投資信託財産が金融商品である投資信託における注記に関する質問)

基準価額を時価とみなす取扱い(本公開草案第 24-3 項)を適用する投資信託については、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととし、当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額等を注記することを提案しています。

また、当該投資信託については、仮に時価算定会計基準に従って時価のレベルを分類した場合、レベル 3 に該当することが多いと考えられるため、レベル 3 に該当した場合に求められる注記のうち、期首残高から期末残高への調整表を注記することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

◆(質問 1 の①の統合が実施されない場合)

期首残高から期末残高への調整表を注記すること、については同意しません。

「レベル 3 に該当することが多いと考えられる」とは必ずしも言えず、むしろ上場株式や公社債で構成されるレベル1または2に該当するものが多いとも考えられるため、注記については時価算定基準に従った原則通りの取扱いとすべきと考えます。

(市場における取引価格のある投資信託はレベル 1~2、基準価額を時価とするものは基準価額の算定における重要なインプットのレベルに応じてレベル 1~3、に区分など)

### 質問 3(投資信託財産が不動産である投資信託における時価の算定に関する質問)

現状では多様な取扱いがなされている市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託について、貸借対照表価額を時価に統一することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、貸借対照表価額を時価に統一することとした場合、本公開草案で提案している投資信託財産が不動産である投資信託の時価の算定に関する取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

◆「現状では多様な取扱いがなされている市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託について、貸借対照表価額を時価に統一すること」、については同意いたしません。

金融商品の分類及び測定に関しては、「時価の算定に関する会計基準」の範囲外であり、「金融商品に関する会計基準」の見直しにて、別途検討すべきと考えられるためです。

◆投資信託財産が不動産である投資信託の時価の算定に関する取扱いについて

市場における取引価格のないものについては、質問 1 の①同様に、市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限の有無に関わらず、基準価額を時価とすることができる、とすべきと考えます。

◆24-8 の「ただし、会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではない。」について

不動産についてはそもそも「時価の算定に関する会計基準」の範囲外であるため、「会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格」は存在し得ないのではないのでしょうか。

### 質問 4(投資信託財産が不動産である投資信託における注記に関する質問)

基準価額を時価とみなす取扱い(本公開草案第 24-9 項)を適用する投資信託については、解約等に関する制限の内容の注記を除き、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様の注記を提案しています。

この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

◆不動産については時価算定基準の対象外であるため、レベルごとの内容等に関する事項の注記は、市場における取引価格があるもののみを対象とし、基準価額を時価とするものについては注記不要とすべきと考えます。

#### 質問 6(適用時期等に関する質問)

本公開草案で提案している適用時期等に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

◆同意しない。1年延長すべきと考えます。

2019年適用指針公表時に想定していた、公表後概ね1年、より改正が大幅に遅延しているためです。基準最終化から適用まで少なくとも1年以上は準備期間を設けるべきであると考えます。

#### 質問 7(その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

◆24-12「投資信託財産に含まれる主要な資産等によって、投資信託財産が金融商品か不動産か判断する」について

①主要な資産が、金融商品及び不動産以外である場合、例えば投資信託及び投資法人に関する法律施行令に定める「公共施設等運営権」・「再生可能エネルギー発電設備」が主要な資産であるインフラ投信は、金融商品・不動産のいずれに区分するのでしょうか？

②また、いずれかに区分した場合でも、公共施設等運営権や再生可能エネルギー発電設備等については時価算定基準の対象外であるため、市場における取引価格がないものについては、時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は不要とすべきと考えます。

以上